株式会社サイフューズ　定款

２０１０年８月１１日作成

２０１０年８月１１日公証人認証

２０１０年８月１１日会社設立

２０１１年４月１日改訂

２０１３年４月９日改定

２０１５年２月１３日改定

２０１６年１０月１４日改定

２０１７年３月３１日改定

２０１７年６月１６日改定

２０１７年９月８日改定

２０１８年３月２９日改定

２０１８年６月２９日改定

２０１８年１０月２６日改定

２０１９年７月１２日改定

２０２１年３月２６日改定

２０２１年１２月２２日改定

２０２２年　４月　８日改定

２０２２年　９月　２日改定

株式会社サイフューズ

定　　款

第１章　総　　則

（商　　号）

第 １ 条　当会社は、株式会社サイフューズと称し、英文では Cyfuse Biomedical K.K.と表示する。

（目　　的）

第 ２ 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）ヒト細胞・組織の培養又は加工による、又は人工材料との組み合わせによる、ヒト細胞由来製品の研究開発・製造・輸出入及び販売

（２）前号以外の生物の細胞・組織の培養又は加工による、又は人工材料との組み合わせによる、生物細胞由来製品の研究開発・製造・輸出入及び販売

（３）生物の細胞・組織の保存、検査事業

（４）前各号に関する調査、研究開発等の受託事業

（５）生物細胞由来製品の研究開発、製造、販売及び認可に係るコンサルティング事業

（６）生物細胞由来製品の研究開発、製造及び検査に係る労働者派遣事業

（７）生物細胞由来製品の製造及び検査に係る機器の設計・開発・製造・輸出入及び販売

（８）生物細胞由来製品の移植用器具の研究開発・製造・輸出入及び販売

（９）生物細胞由来製品の製造に係る器具の研究開発・製造・輸出入及び販売

（１０）医療機器の設計・開発・製造・輸出入及び販売

（１１）理化学機器の設計・開発・製造・輸出入及び販売

（１２）第７号乃至第１１号の機器・器具の貸借及び保守並びに設置工事の施工及び請負

（１３）医薬品の研究開発・製造・輸出入及び販売

（１４）医薬部外品、食品及び飲料品の開発・製造・輸出入及び販売

（１５）産業財産権及びノウハウの実施許諾事業

（１６）医療施設、保険施設、教育施設及び飲食施設等の運営

（１７）教育並びにセミナー、講演会等の企画及び運営

（１８）有価証券等の取得・保有・投資及び運用

（１９）前各号に関する出版物の発行及び販売

（２０）前各号に付帯する一切の事業

（本店の所在地）
第 ３ 条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告方法）
第 ４ 条
　　１　当会社の公告は、電子公告の方法により行う。
　　２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

（機関の設置）
第 ５ 条　当会社は、株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第 ６ 条　当会社の発行可能株式総数は、２，３００万株とする。

（自己株式の取得）
第 ７ 条　当会社は、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）
第 ８ 条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の売渡請求）
第 ９ 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

（単元未満株主の権利制限）
第１０条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
　（１）　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
　（２）　取得請求権付株式の取得を請求する権利
　（３）　募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
　（４）　前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

（基　準　日）
第１１条
　　１　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を

有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

２　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。

３　前項の場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主名簿管理人）

第１２条

１　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）

第１３条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章　株　主　総　会

（招　　集）

第１４条

１　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

２　株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

（議　　長）

第１５条　株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（電子提供措置等）

第１６条

１　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決　　議）

第１７条

１　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１８条

１　株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

２　前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、２人以上の代理人を選任することはできない。

（株主総会議事録）

第１９条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載又は記録し、１０年間当会社の本店に備え置く。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第２０条　当会社の取締役は５名以内とする。

（取締役の選任）

第２１条

１　取締役は、株主総会において選任する。

２　当会社の取締役の選任決議は、取締役を選任する株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　当会社の取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２２条

１　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　増員又は補欠により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満

了すべき時までとする。

（取締役の解任）
第２３条
１　取締役は、株主総会において解任する。
２　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（代表取締役及び役付取締役）
第２４条
１　取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議により取締役の中から社長１名を選定する。
３　取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役その他の役付取締役を選定することができる。

（取締役の報酬等）
第２５条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

（取締役の責任の一部免除）
第２６条
１　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金１００万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

（取締役会の招集）
第２７条
１　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
２　取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第２８条

1　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。
2　代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の決議）
第２９条
1　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案に異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）
第３０条　取締役会における議事の経過の要領又はその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席取締役及び出席監査役が記名押印又は電子署名する。

第5章　監　査　役

（監査役の員数）
第３１条　当会社の監査役は、３名以内とする。

（監査役の選任）
第３２条　監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（常勤の監査役）
第３３条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第３４条
1　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役の任期）
第３５条

1　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

（監査役の報酬等）
第３６条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

（監査役の責任免除）
第３７条
1　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令を定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2　当会社は、第４２７条の規定により、監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金１００万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章　会　計　監　査　人

（会計監査人の選任）
第３８条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）
第３９条
1　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　会計監査人は、前項の定時株主総会において、別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において選任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第４０条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意をもって定める。

第7章　計　　算

（事業年度）
第４１条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までの年１期とする。

（期末配当金）
第４２条　当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当（以

下「期末配当金」という。）を行うことができる。

（中間配当金）

第４３条　当会社は取締役会の決議によって、毎年６月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第４４条

１　期末配当金及び中間配当金が、支払提供の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

２　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

第８章　附　　則

第 １ 条　この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

第 ２ 条

１　第１６条（電子提供措置等）の規定は、2022 年 9 月 2 日より 2023 年 2 月 28 日までの期間中に開催される株主総会については、適用されない。

２　当会社は、前項の期間中に開催される株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 ３ 条　本附則第１条及び本条は、2023 年 3 月 1 日又は前条第２項の株主総会の日から３ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。